

修正版

平成25年度 9人制ルールの取り扱いについて

『平成25年度 9人制ルールの取り扱い』について、3月23日の審判規則委員会合同会議において、平成24年度国内競技会の反省点から、以下の点について取り扱いを統一することを確認しました。

I 改・修正項目

- (1) 第24条第2項第6表 遅延行為に対する罰則段階表
遅延行為に対する罰則に提示すべきカードについて、遅延警告は黄カードでハンドシグナルを示し、遅延反則は赤カードでハンドシグナルを示すことに改めた。
- (2) 第25条第1項 軽度の不法な行為
軽度の不法な行為に対する警告の処置について、再発を防止するため次のように改めた。
第1段階 チームにゲームキヤンセルを通じ口頭で警告する。
第2段階 競技参加者に黄カードを示し警告する。
競技参加者に対する警告は、公式記録用紙に記録し、その試合中有効とする。その試合中、同じ競技参加者が軽度の不法な行為を繰り返したときは、無作法な行為に該当するものとして罰則を適用する。
- (3) 第25条第2項 罰則を適用する不法な行為の種類と内容
罰則を適用する不法な行為に対し提示すべきカードについて、次のように改めた。
 - ① 反則は、赤カードで示す。
 - ② 退場は、赤・黄カードを一緒に示す。
 - ③ 失格は、赤・黄カードを別々に示す。
- (4) 第25条第3項第7表
不法な行為に対する罰則段階表に「軽度の不法な行為」を加え、提示すべきカードについて規定を整備した。
- (5) 公式記録記入法の規定を整備した。(第1.2.④, 3(3), (5), (9) ①)
- (6) その他字句を修正した。

II 重点項目

1 第24条第2項 試合の遅延に対する処置

競技参加者が試合の遅延をしたときは、そのチームに対し、次のとおり処置し、罰則段階表（第6表）を適用する。この内容は、公式記録用紙に記録し、その試合中有効とする。

(注)

- 1 遅延警告の罰則は、黄カードを他方の手首に当てたハンドシグナルで示す。
- 2 遅延反則の罰則は、赤カードを他方の手首に当てたハンドシグナルで示す。

2 第25条 不法な行為

競技参加者が、試合中にプレーへの牽制、判定に影響を及ぼすような行為、判定に対する執拗な話しかけや競技参加者の品位を損なう言動等軽度の不法な行為をしたときは、再発を防止するためそのチームまたはその競技参加者に警告をする。この警告は次のように取り扱う。

第1段階 チームにゲームキャプテンを通じて口頭で警告する。
第2段階 競技参加者に黄カードを示し警告する。

競技参加者に対する警告は、公式記録用紙に記録し、その試合中有効とする。その試合中、同じ競技参加者が軽度の不法な行為を繰り返したときは、無作法な行為に該当するものとして罰則を適用する。

(注)

1 チームの1回目の軽度の不法な行為があった場合は、第1段階として処置する。第1段階の警告は、チームに対して行い、ゲームキャプテンを呼んで口頭で警告を行う。
この警告は1度限りである。記録用紙には記載しない。

2 チームの2回目の軽度の不法な行為については、黄カードを示し、記録用紙に記載される。主審は、軽度の不法な行為を行った選手を呼び、黄カードを示し警告する。この黄カードはチームに対して試合を通して1回だけである。したがって、その後同チームのどの選手でも、再度軽度の不法な行為を行った場合は、赤カードを示し反則とする。

(例)

第1段階

⇒

第2段階

選手

No. 5

No. 6

⇒

NO. 7

⇒

NO. 8

処置

口頭でチームに警告

黄カード

赤カード

赤カード

3 チームに先に赤カードの反則が出ているあとに、軽度な不法な行為が同じチームにあった場合は、口頭での警告は行わず、上記の第2段階から始まり処置を行う。

(例)

攻撃的な行為

⇒

軽度な不法な行為1回目

軽度な不法な行為2回目

軽度な不法な行為3回目

選手

No. 5

No. 6

⇒

NO. 7

⇒

NO. 8

処置

赤カード

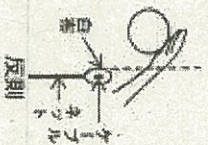
黄カード

赤カード

赤カード

3 第21条第4項 オーバーネット

- (1) インプレー中、競技者がネット上を越えて相手コート内にあるボールに触れたときは、オーバーネットの反則とする。
- (2) オーバーネットの限界線は、ネット上端の白布のふくらみいっぱいまでとし、競技者の手とボールとの接触点で判断する。
- (3) 手または腕がボールに触れた後、相手コート内に出ても反則ではない。



(注) 第21条 4項第4図 参照

オーバーネットを判定するとき、ボール1個分を目安にアタック側に視点を置くとよい。

4 第13条第1項 正規の競技者交代 (競技者交代の要領例 第4表)

- (1) 競技者交代は、ラリー終了後、次のサービス許可の吹笛までに、監督またはゲームキャプテンが主審または副審にハンドシグナルを示し、競技者の番号を告げて要求しなければならない。この場合のラリー終了とは、いずれかのチームが相手チームの反則により1点を得た場合をいう。(第8条)
- (2) 競技者交代は、それぞれのセットの試合開始前においても要求することができる。この場合は、そのセットの正規の競技者交代として記録する。
- (3) 競技者交代は、1セットに4回、3人を限度として同じ中断中に、複数を、または連続して要求することができる。同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲームキャプテンはその組数を示すものとし、この場合、交代は1組ずつ連続して行う。
- (4) 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。交代競技者および被交代競技者は、交代の要求が認められたときは速やかに記録席近くのサイドライン上で片方の手を上げ、副審の合図で交代する。
- (5) 競技者交代の要求が不当な要求として拒否されたり、試合の遅延となったときは、試合の再開後、一つのラリーがあった後でなければ、そのチームは再び競技者交代を要求することはできない。

第4表 競技者交代の要領例

1～9を先発競技者、10～12を交代競技者とし、また数字は競技者番号で、そのうち1～9は併せてサービス順を示す。

- ① 7→10→7, 8→11, 9→12
- ② 8→10→8, 9→11→12
- ③ 8→10→8, 9→11→9
- ④ 8→10→11→8→12
- ⑤ 8→10→8→11, 9→12
- ⑥ 8→10→11→12→8
- ⑦ 8→10→11→8, 9→12
- ⑧ 8→10→8→11→12

(注)

- 1 同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲームキャプテンはその数を示すものとしているが、その数を示さなかった場合であっても、「連続して要求することができるところから、再度競技者交代の要求があったときはその交代は認められる。
- 2 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。したがって、競技者交代の要求後にトレーニングウェアなどを脱ぐような場合は、コートに入る準備ができていないため試合の遅延により処理する。
- 3 競技者交代の要求の際、ウオームアップエリアから走ってくる場合、拒否や遅延の対象とはしないが、歩いてくるような場合は注意する。但し、繰り返された場合は遅延の対象となる。

5 第19条第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときは、サービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスをしたとき（サービス順の誤り）。
- (2) サービスを2回続けて失敗したとき（ダブルフォールド）。

(注)

サービス順を誤ってサービスをしたときの処置手順を再度確認する。

- 1 記録員は、誤ったサーバーが、サービスをしたときに、ラザーで通告する。

※ サービスを打つ前に通告しない。（副審に間違っていることを話しかけない）

- 2 副審は、片方の手を上げて吹笛をして合図をし、ラリーを止める。

- 3 副審と記録員は「誤ったサーバーのサービスであった事」の事実と、次のサーバーの番号を確認する。

- 4 副審は、吹笛をして公式ハンドシグナル⑩を示す。主審は、次にサービスするチーム側の腕を横にあげる。

- 5 副審は、サービス順を誤ったチームのゲームキャプテンを呼んで、次のサーバーの番号を告げる。

6 第17条 特殊な事情による試合の中断と処置

次のような事情で試合を中断する必要があるときは、インプレー中でも直ちにプレーを停止し、ノーカウントとする。同日中に試合の再開が不可能なときは、試合は延期または中止とする。

なお、これらの場合の試合の再開は、第10条第2項に定めるところによる。

- (1) 他のボールや、他のコート競技者がコートに侵入し、プレーの妨げとなったとき。

- (2) 照明など設備や競技用具が破損または故障したとき。

- (3) 天候の異変、地震等その他やむを得ない事故が発生したとき。

(注)

- 1 「プレーの妨げになったとき」には、プレーの妨げとなる場合も含むものであり、例えば、サービスが打たれた後にレシーブチームにボールが侵入した場合などが該当する。プレーに妨げにならないところにボールが侵入した場合は、そのままプレーを継続する。

- 2 サービスの吹笛後、サービスが打たれる前に、他のボールや他のコート競技者がコートに侵入したときは、片方の手を挙げて止める。（ノーカウントにはしない）

- 3 「ラリー終了」（第12条1、第13条第1項1）とは、どちらかのチームが得点を得る場合をいうこととする。したがって、ノーカウントになった場合や不法な行為がおきた場合でも得点を伴わないときは、競技者交代及びタイムアウトの要求はできない。

7 第4条第2項 試合への出場

- 1 競技者は、公式記録用紙に記載され、監督およびチームキャプテンのサインを得なければ試合に出場することができない。ただし、監督がいないときは、チームキャプテンのサインのみで出場することができる。
- 2 有効に登録された競技者およびチーム役員（以下「競技参加者」という。）は、試合途中であつてもベンチに入り、試合に参加することができる。

(注)

構成メンバー表に記載され公式記録用紙に記載された競技者だけが、その試合に出場することができる。試合前に提出されたサービスオーダー票には、先発競技者番号がサービス順に、また交代競技者番号が示されているが、その試合に出場するためには試合開始時に不在の者を含め、すべての競技者番号が記載されている必要がある。したがって、副審は構成メンバー表と提出されたサービスオーダー票をチェックし、記載されていない番号がある場合は監督に確認し記載させる。

8 第14条 試合中断の不当な要求と処置

不当な要求は、主審および副審は拒否する。ただし、プレーに影響を及ぼしたり、同一試合中に同一チームの競技参加者が不当な要求を繰り返したときは、そのチームを試合の遅延（第24条）として処置する。中立的な要求は、下記の5項目である。

- ① 主審のサービス許可の吹笛と同時に、その後の要求
- ② 第1サービスと第2サービスの間の要求
- ③ インゾー中の要求
- ④ 規定回数を超えた要求
- ⑤ 要求する権利のない競技参加者がした要求

(注)

1 1回目の不当要求は拒否をして、記録用紙に記載する。(サーブیس許可の吹笛後、副審が吹笛をした場合は、主審は拒否をし、改めてサーブイスの許可の吹笛をする。)

(1) 『サーブイス許可の吹笛と同時にその後の要求』と『インプレー中の要求』は、ラリー終了後に公式記録用紙に記録する。

(2) 『第1サーブイスと第2サーブイスの間の要求』、『規定回数を超えた要求』と『要求する権利のない者がした要求』は、これらの要求があった時点で公式記録用紙に記録する。

2 2回目の不当な要求(遅延警告)の処置の方法

(1) 『サーブイス許可の吹笛と同時にその後の要求』と『インプレー中の要求』は、ラリー終了後に処置する。

(2) 『第1サーブイスと第2サーブイスの間の要求』、『規定回数を超えた要求』と『要求する権利のない者がした要求』は、これらの要求があった時点で処置する。

※但し、そのチームが既に遅延警告が科せられている場合には、下記、「3 3回目の不当な要求(遅延反則)の処置の方法」と同様の処置をする。

3 3回目の不当な要求(遅延反則)の処置の方法

不当な要求5項目のいずれの場合であっても、その時点(ラリー中であっても)で処置する。

以上のように不当な要求があった場合、その都度記録員は、公式記録用紙に記録し、副審は、その内容を主審に報告する。

9 公式記録記入法

公式記録記入法に、警告をしたときも記入する。

記載例：図-2

適用した罰則等				不当な要求		チーム (A)	チーム (B)
警告	反則	退場	失格	セット	AB	得点	記載記号例
3				1	B	27:28	遅延の罰則：D 競技者：(NO) 監督：C コーチ：AC リザーブ：M 部長：H
	3			3	B	9:8	
				3	A	9:10	
				3	B	16:17	
				3	A	18:16	

第1セット，A28対B27のとき，Bチームの3番が判定に抗議したので警告。

「警告」欄に「3」，「セット」欄に「1」，「AB」欄に「B」，「得点」欄に「27:28」と記入する。

次のようなときは、特記欄に、セット/チーム(両チームの得点)/その内容の順に簡潔に記載する。

(1) サービス順の誤りで遡って得点を消したとき。

反/1/A(4:1)6番のサービスが打った。

※ 遡って得点を取り消さない場合は、記載しない。

(2) 不法な競技者がプレーしたとき。

● セットを没収した場合

セ没/2/B(16:12)No.7不法な競技者がプレーした。

● 試合を没収した場合

ゲ没/2/B(16:12)No.9不法な競技者がプレーした。

(3) 競技者が負傷し、例外的な競技者交代を認めたとき。

例競/1/A(13:14)No.7→No.8

(4) ベンチに交代選手がいないので回復のための3分間のタイムアウトを認めたとき。

回タ/1/A(4:3)No.9

(5) 特殊な事情による試合の中断で、試合の再開が遅くなったとき、または試合が中止もしくは延期となったとき。

試合の中断/1/(4:6)停電のため中断

(6) セットまたは試合の没収があったとき。

● セットを没収した場合

セ没/2/B(16:12)No.8回タ後も回復しない。

● 試合を没収した場合

ゲ没/2/B(16:12)試合の続行を拒否した。

(7) その他主審が特記欄に記入しておくことが必要と認めたとき。

『平成25年度 指導部の目標と9人制の重点指導項目』

JVA国内事業本部 審判規則委員会 指導部

1 目 標

- (1) 公正・公平な立場で、ルールを正確に適用し、ラリーの継続を大切にして、観衆・マスメディアを魅了するようなダイナミックなプレーを引き出す審判実践を行う。
- (2) 審判員は、役員、競技参加者に対する言動に十分注意し、相互の信頼関係を築く。
- (3) 審判技術の向上を目指すために日々の研鑽に努める。
- (4) 技術統計については、より正確な判定とデータ作成を行うことができるようなスタッフのスキルアップを図る。

2 重点指導項目

【主 審】

I 権限と責務

第27条第1項権限、第2項責務を十分理解し、試合全体をコントロールする。特に下記の項目については、毅然とした態度で臨む。

- (1) チームメンバーによる不法な行為（相手に向かって“ガッツポーズ”などで挑発・威嚇する行為など）に対して、第25条「不法な行為」に則って罰則を適用する。また、審判団（副審・線審等）に、チームから判定に対するクレームがあった場合は、その内容を確認し、適切に対応する。
- (2) 判定に対する質問は、ゲームキヤデシのみであるので、監督や他の競技者からの質問は受けつけない。

II 判定について

(1) ネット際の判定

- ① タッチネットの判定
タッチネットの判定は、副審に頼るのではなく、主審が見える範囲は判定しなければならない。
- ② オーバーネットの判定
フロッカーとボールの接点を確認を見て判定をする。（オーバーネットの反則が起きる接点に視点を置く。）特に主審側で、オーバーネットをしていない状態で反則をとる場合がある。
フロック後のフオローの手がオーバーネットしても反則ではない。
- ③ フロック行為なのか、そうでないかを判定をする。（フロック後優位なプレーにならないようにする）フロック行為でない場合、同一競技者が続けてプレーすることはドリブルの反則になる。他の競技者がプレーした場合もハンドリング中にバランスキがあるとドリブルの反則になる。
- ④ フロック後の接触回数を正確に判定する。（1人が連続して3回プレーするなど）
- ⑤ ネットプレーの際にインタフエアの反則がないかを意識しながら判定する。相手プレイヤーの行為がネットプレーの妨げになるケースはインタフエアの反則である。

(2) ハンドリング基準

- ① 2回目・3回目のハンドリング基準を確立させる。ボールと身体が接触する瞬間を良く見て判定する。
- ② ネットプレーの判定で「ボールを掴んで（両手でボールを止めてネットに当てる。または、片方の手でボールを投げる様なケース）ネットプレーをする」ときのホールディングや「ネットプレーの後のオーバーパス」などがホールディングやドリブルになることがあるので注視する。
- ③ フロック後の吸い込みボールを上げるプレーは形にとらわれず、ボールが身体と接触した際に

ボールがとまっているかを確認する。

- (3) アンテナ付近の判定
ボールがアンテナに触れたのか、選手がアンテナに触れたのか、どちらのチームが反則になったのか正確に判定ができるようにする。

【副 審】

I 権限と責務

第28条第1項権限、第2項責務を十分理解し、試合の状況を把握して主審を補佐することを意識しながら、自身の責務を遂行する。

- (1) ベンチ（ウォームアップエリアを含む）にいるチームメンバーの不法な行為に対してコントロールし、主審に報告する。
- (2) 記録員の任務をコントロールする。
- (3) サービス順が間違っている場合の手続き、不当な要求、遅延や不法な行為の記録などが完全に行われているかを確認する。
- (4) 第2セット、第3セット開始時に、監督がメンバーの変更等申告のない場合は、監督に速やかに確認を行う。
- (5) 次のセットのサービスチームを記録員と協働で確認する。その際は、前のセットの最終サーバーがどちらであったかを記録用紙で必ず確認する。
- (6) プロトコール中、コート上の競技参加者を構成メンバー表で確認をする。

II 判定について

- (1) ネット際の判定
 - ① タッチネットの反則は、第21条第3項を理解し、正確に判定をする。特にアタック後にネットの網目の部分に触れる反則が判定できるように目を残す。
 - ② 主審にワンタッチのハンドシグナルを送るタイミングは、1本目のレシーブ後である。ハンドシグナルを送るときは、主審と目を合わせる。
- (2) アンテナ付近の判定
ボールがアンテナに触れたのか、選手がアンテナに触れたのか、どちらのチームが反則になったのか正確に判定ができるようにする。
- (3) 許容空間外側のボール通過の判定
 - ① アンテナ付近を通過する許容空間外側の判定では、位置取りを速くし正確に判定できるようにする。
- (4) ボールが主審後方の許容空間外側を完全に通過した場合は吹笛する。
 - ② 競技中断の手続き
 - ③ 複数の競技者交代の手続きを1組ずつ正確に行う。(記録員との協働)
交代競技者が準備していないときや、その交代が不法な場合は拒否をして、主審に遅延の手続きをするように合図する。
 - ④ ゲームの流れを読み、チームの要求に速やかに対応する。
 - ⑤ ワンラリー毎にベンチコントロールを行う。
 - ⑥ タイムアウト後、コートに入ることが遅くなるような場合、吹笛とシグナルで促し、繰り返し返す場合は何回も吹笛して促さずに、遅延の罰則を適用する。
- (5) ボールとの接触
主審と同様にボールとプレーヤーの接触回数をカウントし、明らかにオーバータイムになった場合は、胸の前で主審に補助シグナルを送る。

【記録員】

I 権限と責務

第29条第1項権限、第2項責務を十分理解し、自身の責務を遂行する。

- (1) サービス順および得点の確認を正確に行い、記録をつける。
- (2) セットのサービスチームを副審に報告する。
- (3) タイムアウト及び競技者交代を記録し、その回数を副審に報告する。
- (4) 複数の競技者交代の手続きを1組ずつ正確に行う(副審との協働)
記録員は、交代が正規であるならば、必ず副審と目を合わせて片方の手を挙げる。競技者交代の記録を完了した後、副審に両方の手を挙げて、記録が完了したことを報告する。複数の競技者交代の場合は、上記の手続きを繰り返し返す。
- (5) 記載ミスをした場合は、二重線で消す。主審・副審が確認したときに誤りがあったときは、記録員が修正する。
- (6) プロトコール中、コートของทีม構成員を記録用紙で確認をする。

【線審】

- (1) 担当するラインの判定を確実に行う。フンタッチは、確実に見えた場合に限りフラッグシグナルを示す。
- (2) アンテナに関わる判定方法を確認し試合に臨む。
- (3) 競技者がアンテナに触れた場合、フラッグを振り競技者を指す。

